

平成二十五年十一月二十二日受領  
答 弁 第 六 八 号

内閣衆質一八五第六八号

平成二十五年十一月二十二日

内閣総理大臣 安倍 晋 三

衆議院議長 伊 吹 文 明 殿

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問に対し、  
別紙答弁書を送付する。

衆議院議員鈴木貴子君提出外務省による竹島と尖閣諸島に係る動画配信の是非等に関する再質問に対する答弁書

一について

御指摘のような動画は、政府として、我が国の領土に関する立場について、国内外で正しい理解を更に深めていただくことを目的として、様々な要素を適切に検討した上、作成しているものである。

二について

お尋ねの動画の閲覧数は、公開した時から平成二十五年十一月十六日までの合計で百四万八千四百三十

四件である。

三について

お尋ねのような各国別の集計は行っており、お答えすることは困難である。

四について

外務省として、外交上の個別のやり取りの詳細について明らかにすることは、大韓民国との関係もあり差し控えたいが、例えば、平成二十五年九月二十六日（現地時間）にニューヨークで行われた日韓外相会

談において、竹島問題が取り上げられている。

五について

外務省として、外交上の個別のやり取りの詳細については、中国との関係もあり差し控えたいが、日中の外交当局間においては、尖閣諸島をめぐる状況も含めて、様々な課題について、様々なレベルにおいて意思疎通を行ってきている。

六について

政府としては、御指摘のような動画の作成を含む対外発信に関する取組を進めるとともに、二国間の会談や協議等を通じて我が国の立場を引き続き主張していく考えである。

七について

先の答弁書（平成二十五年十一月十二日内閣衆質一八五第四五号）四及び五についてでお答えしたとおりである。